

議題：第2号

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部改正について

1. 改正の理由

山梨県は平成30年12月25日に山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正した。

本市教育委員会においても、山梨県学校職員の給与改定の実施等に準じて、甲府市学校職員の給与改定等を行うものとし、規則の一部を改正する。

2. 改正する規則

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則(平成30年2月教委規則第1号)

3. 改正の概要

次の4表の一部を改正する。

別表第3「昇格時号給対応表の1 高等学校教育職給料表」2級の欄中の一部

別表第3「昇格時号給対応表の2 商科専門学校教育職給料表」2級の欄中の一部

別表第4「降格時号給対応表の1 高等学校教育職給料表」1級の欄中の一部

別表第4「降格時号給対応表の2 商科専門学校教育職給料表」1級の欄中の一部

(別紙、新旧対照表参照)

4. 附則について

- ・この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- ・経過措置として、平成30年4月1日から施行日の前日までの間に昇格した職員のうち、改正後の号給対応表による号給が、改正前の号給対応表による号給に達しない職員の昇格時の号給については、改正前の号給対応表による号給とする。(附則第2項)
- ・施行日から平成31年3月31日までの間に昇格した職員のうち、附則第2項との均衡上必要があると認められる職員の昇格時の号給については、改正前の号給対応表による号給とすることができるものとする。(附則第3項)

議題：第2号

○甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則（平成30年2月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3昇格時号級対応表1 高等学校教育職給料表中

「		「		「		「	
5 4		5 3		6 7		6 7	
5 4		5 4		6 7	を	6 7	に改める。
5 5		5 4		6 8		6 8	
5 5		5 4		6 9		6 8	
5 6		5 5		」		」	
5 6		5 5					
5 7		5 5					
5 7	を	5 6	に、				
5 7		5 6					
5 8		5 6					
5 8		5 7					
5 8		5 7					
5 9		5 7					
5 9		5 8					
5 9		5 8					
6 0		5 8					
6 0		5 9					
6 0		5 9					
6 1		5 9					
6 1		6 0					
6 1		6 0					
6 1		6 0					
6 1		6 1					
6 1		6 1					
6 2		6 1					

議題：第2号

6 2	6 1
6 2	6 1
6 2	6 2
6 2	6 2
6 2	6 2
6 3	6 2
6 3	6 2
6 3	6 3
6 3	6 3
6 3	6 3
6 3	6 3
6 3	6 3
6 4	6 3

」 」

別表第3昇格時号級対応表2 商科専門学校教育職給料表中

「	「	「	「
4 6	4 5	5 7	5 6
4 6	4 6	5 7	5 6
4 7	4 6	5 7	5 6
4 7	4 6	5 7	5 6
4 8	4 7	5 7	5 7
4 8	4 7	5 7	5 7
4 9	4 7	5 8	5 7
4 9	4 8	5 8	5 7
4 9	4 8	5 8	5 7
5 0	4 8	5 8	5 7
5 0	4 9	5 8	5 8
5 0	4 9	5 8	5 8
5 1	を 4 9	に、 5 9	を 5 8
5 1	5 0	5 9	5 8
5 1	5 0	5 9	5 8
			に改める。

議題：第2号

5 2
5 2
5 2
5 3
5 3
5 3
5 3
5 3
5 4
5 4
5 4
5 4
5 4
5 5
5 5
5 5
5 5
5 5
5 5
5 6
5 6
5 6
5 6

」

5 0
5 1
5 1
5 1
5 2
5 2
5 2
5 3
5 3
5 3
5 3
5 3
5 4
5 4
5 4
5 4
5 4
5 5
5 5
5 5
5 5
5 5
5 5
5 5
5 5

」

5 9
5 9
5 9
6 0
6 0
6 0
6 0
6 0
6 0
6 1

」

5 8
5 9
5 9
5 9
5 9
5 9
5 9
6 0
6 0
6 0
6 0

」

別表第4降格時号級対応表1 高等学校教育職給料表中

「

9 4
9 6
9 8
1 0 0
1 0 3

「

9 5
9 8
1 0 1
1 0 4
1 0 7

議題：第2号

1 0 6	を	1 1 0	に改める。
1 0 9		1 1 3	
1 1 2		1 1 6	
1 1 8		1 2 1	
1 2 4		1 2 6	
1 3 0		1 3 1	

別表第4降格時号級対応表2 商科専門学校教育職給料表中

1 4	を	1 5	に、	7 8	を	7 9	に改める。
1 6		1 6		8 0		8 2	
			8 2	8 4		8 5	
			8 4	8 7		8 8	
			8 7	9 0		9 1	
			9 0	9 3		9 4	
			9 3	9 6		9 7	
			9 6	1 0 0		1 0 5	
			1 0 1	1 0 6		1 1 0	
			1 0 6	1 1 1		1 1 5	
			1 1 1	1 1 6		1 2 0	
			1 1 6	1 2 2		1 2 6	
			1 2 2	1 2 8		1 3 2	
			1 2 8	1 3 4		1 3 8	
			1 3 4	1 4 0		1 4 1	
			1 4 0				

議題：第2号

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市学校職員初任給、昇給等の基準に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成30年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規則の規定による号給がこの規則による改正前の甲府市学校職員初任給、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「旧規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

議題：第3号

「甲府市武田氏館跡歴史館条例の施行期日を定める規則」の 制定について

1 理由

甲府市武田氏館跡歴史館条例（条例24号、平成30年9月21日公布）を施行するについては、附則にて公布の日より8月を超えない範囲内において教育委員会規則で定めることとなっているため「甲府市武田氏館跡歴史館条例の施行期日を定める規則」を制定する。

2 施行期日

平成31年4月5日

※4月5日より信玄公祭りが始まるため多くの観光客が来甲しており、施設案内の絶好の機会となる。さらに、開府500年記念式典が4/6に予定されており、友好都市からも招待者がある。これら招待者にも施設案内が可能となることから4月5日に条例を施行し、同日に記念式典を行い、開館する。

議題：第3号

○甲府市武田氏館跡歴史館条例の施行期日を定める規則

甲府市武田氏館跡歴史館条例（平成30年9月条例第24号）の施行期日は、平成31年4月5日とする。

報告：第2号

I 経過概要

- 1 新しい時代を担う人づくり基金運営委員会の設置
平成4年 「新しい時代を担う人づくり基金運営委員会」設置
委員長 久保田泰夫（山梨大学教授） 副委員長以下委員22人

◆目的

○新しい時代を担う人づくりを目指して、「甲府の教育」の全体像を構築し、創造性豊かな人づくりに資するために、調査・研究及び検討し、その推進を図ることを目的とする。

所掌事項

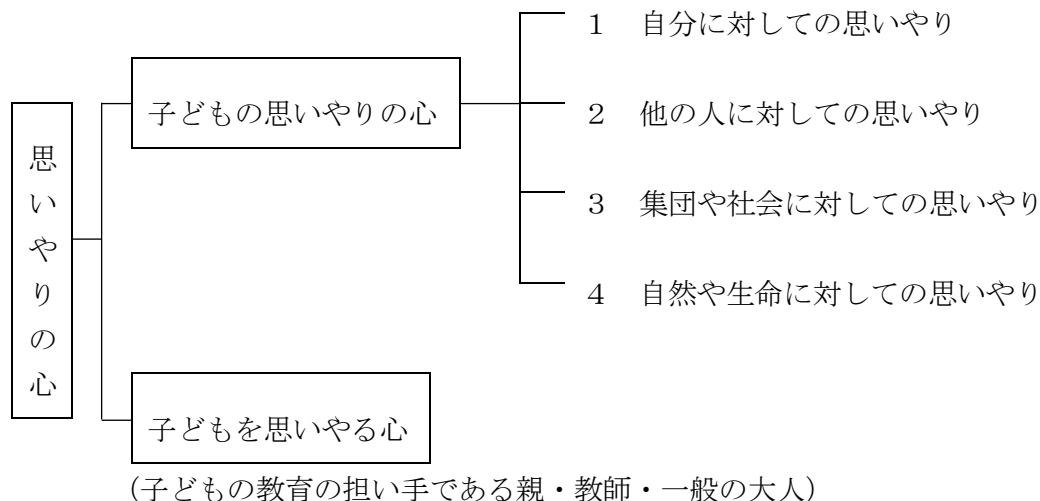
委員会は、次の事項について調査・研究及び検討し、その推進を図る。

- (1) 「甲府の教育」の構築と推進について
- (2) 姉妹都市及び友好都市との教育・文化交流への助成
- (3) 地域社会と学校教育との交流への助成・奨励について
- (4) 児童生徒の望ましい考えや生活態度等への奨励について**
- (5) その他委員会の趣旨に添った事業への助成・奨励について
(新しい時代を担う人づくり基金運営委員会設置要綱より)

◆「甲府の子どもの教育」の設定

○甲府の子どもの教育の中核「思い遣る心」の設定

現在の子どものに欠けている点を考え、さらに将来の子どもの生きる世界を予測し、21世紀の時代を担う子どもの育成を考えて、「思いやり」を次のように広義にとらえた。



*思いやりの心を「思い遣る心」と表現して甲府の子どもの教育の中核とした。

(子ども自身、学校・家庭・地域が主体的、行動的にかかわっていくことが大切)

(参考) 実態調査 (平成4年)

調査対象 小学生4,212名・中学生7,169名・高校生1,588名・父母・一般1,569名

報告：第2号

Ⅱ 「なでしこ賞・撫子賞」経過

- 従来の表彰の概念にとらわれない「なでしこ賞・撫子賞」
友達との望ましい人間関係を作っている者や他の児童生徒の模範となるような善行をした者を表彰する。

◆平成4年度以降の「なでしこ賞・撫子賞」の表彰経過

平成4年度被表彰者 合計127名

以後、各校長の推薦者を本委員会で審査し、毎年40～50程度の個人・団体を表彰。

平成30年度被表彰者

小学校 個人23名 2団体 8名

中学校 個人11名 団体 名

高校 個人 名 1団体28名

平成30年度までの被表彰者総合計 5,216名

◆表彰の基本的な考え方及び被表彰者の対象について

新しい時代を担う人づくり基金事業の一環として表彰する児童生徒は、従来の表彰の概念にはとらわれず、次のような条件を満たしている児童生徒を表彰するものとする。

甲府市内の小中高に在学する児童生徒で、友達との望ましい人間関係をつくっている者や、他の児童生徒の模範となるような善行をした者を対象とする。

具体的には次のような行為を実践している児童生徒を対象とする。

「具体例」

- (1) 困っている友達（外国籍児童や下級生も含む）に思いやりの心を持って接し、顕著な援助活動をしている者または団体
- (2) 地域の公共物の愛護や地域の広場・公園等の清掃、長期休業中に花壇の水やり、動物のえさやり等を自主的にしている者または団体
- (3) 一人住まいの老人等困っている家庭の援助活動や社会施設等の奉仕活動を自主的に行っている者または団体
- (4) 子供クラブや育成会の行事、その他、地域の行事等で中心的役割を果たし、積極的に活動に参加したり、下級生の指導や面倒をみるなど地域社会の向上に役立っている者または団体
- (5) 地域の美化や自然愛護の活動を熱心に行っている者または団体
- (6) 家族の一員として、恵まれない状況を乗り越え、家族愛に燃え、顕著な行動を行っている者

◆平成30年度経過

10/11 各学校長に「なでしこ賞・撫子賞」推薦依頼（11/22提出）

1/15 第2回委員会にて被表彰者の選定・教育長に報告

2/6 撫子賞表彰式

平成30年度「なでしこ賞・撫子賞」被表彰者

「なでしこ賞」被表彰者(小学生)

小学生 個人の部：善行賞
13人

小学生 個人の部：友達賞
10人

小学生 団体の部：善行賞		
校名	団体名	人数
大国小学校	チーム大國レッドクロス	4人
中道北小学校	中道北小児童会本部	4人

「撫子賞」被表彰者(中学生)

中学生 個人の部：善行賞
5人

中学生 個人の部：友達賞
6人

「撫子賞」被表彰者(高等学校)

高校生 団体の部；善行賞		
校名	団体名	人数
甲府商業高等学校	甲府商業高等学校マーケティング部	28人

なでしこ賞・撫子賞 被表彰者数(団体数)一覧

校種	種別	グループ数	人数
小学生	個人	善行賞	13人
		友達賞	10人
	団体	善行賞	2団体 (8人)
中学生	個人	善行賞	5人
		友達賞	6人
高校生	団体	善行賞	1団体 (28人)
個人34人 / 団体3団体(36人)			